平成29年3月3日提出

提出者 松山市議会議員 清 水 宣 郎

本 田 精 志

上田貞人

上 杉 昌 弘

渡 部 昭

友 近 正

猪 野 由紀久

丹生谷 利 和

池本俊英

平成 29 年 3 月 17 日 原案可決

四国への新幹線の導入に関する意見書について

四国への新幹線の導入に関する意見書を次のとおり提出する。

記

四国への新幹線の導入に関する意見書

全国的な鉄道網の整備を図り、国民経済の発展及び国民生活領域の拡大並びに地域の振興に資することを目的とする全国新幹線鉄道整備法の整備計画により、北海道新幹線、東北新幹線、北陸新幹線、九州新幹線の路線の整備が行われている。また、東海道新幹線、山陽新幹線など全国新幹線鉄道整備法施行前から整備を着手していた路線など、新幹線は全国的に整備され、当たり前のインフラとなっているが、四国にはまだ具体的な整備計画がない状況である。

新幹線が開業した地域では、移動の所要時間が大幅に短縮され、便利になった鉄道の利用者が増加し、観光や文化など多様な分野での交流促進に大きな効果がもたらされている。 また、新幹線の開業は、商業施設等の新規立地などの経済活性化や新幹線の運輸収入による事業者の収益基盤の強化によって、鉄道網の維持への貢献が期待できるなど、新幹線が 開業された地域にもたらす効果は大変大きく、新幹線が整備された地域とされていない地域では、大幅な時間短縮による経済発展や利便性などの格差が生じている。

平成26年4月、四国の鉄道高速化検討準備会が公表した調査結果概要では、四国の新幹線計画でもルート次第では、社会的観点からの投資効率性の指標となる費用便益費(B/C)が「1」を上回る。また、四国の新幹線は、他の整備新幹線の路線と比較しても沿線人口や1キロメートルあたりの人口などの人口集積が多く、当然実現されるべきプロジェクトであると思われる。

よって、国においては、国民経済の均衡な発展及び国民生活領域の拡大並びに地域の振興の観点から、国の基本計画に位置づけられている四国新幹線・四国横断新幹線の整備計画への格上げに向けた検討を始めるとともに、四国が行う新幹線計画への調査・研究に対して支援を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 衆 議 院 議 長

参議院議長

内閣総理大臣

国 土 交 通 大 臣